

液状栄養食品及び栄養補助食品要領

1 定義

液状栄養食品は、医師のオーダーにより患者に摂取させる濃厚な流動食で、鼻腔等経管摂取させるものを経管栄養濃厚流動食と称する。

栄養補助食品は、通常の食事に加えることで健康維持・増進を図るもので、医師又は栄養士の指示により患者に摂取させる。

現在の採用品は次のとおりである。なお、液状栄養食品及び栄養補助食品の種類等の変更、追加があったときは、その指示に従うこと。

品名	メーカー名	規格	熱量	備考
エンゾ ヨイクリミール パナ	クリニコ	125ml	200kcal	1ml で 1.5kcal 摂取できる経口用栄養飲料
エンゾ ヨイクリミール イコ	クリニコ	125ml	200kcal	1ml で 1.5kcal 摂取できる経口用栄養飲料
エンゾ ヨイクリミール ミルクティー	クリニコ	125ml	200kcal	1ml で 1.5kcal 摂取できる経口用栄養飲料
メイバランス 1.0 Zパック	明治乳業	300ml	300kcal	1ml で 1kcal 摂取できる経管栄養飲料
メイバランス 1.0 Zパック	明治乳業	400ml	400kcal	

※過去の使用例 PFCパウダー(フードケア)、フルケア EX(アホット)、元気ジジーン(ヘルシーフード)等

2 経理処理

- ・液状栄養食品及び栄養補助食品については、納入業者からの購入実費を当院に請求するものとする。
- ・液状栄養食品及び栄養補助食品のみを喫食する患者分については、業務数量から除外すること。

3 調達

受託業者は、医師からの食事箋による指示があったときは、遅滞なく当該指示食品を患者に供給できるようにしなければならない。なお、受託業者の保有する在庫量は必要最小限とすること。

4 配膳

(1) 液状栄養食品のみを配膳する場合

毎夕食の配膳時に、当日の夕食、翌日の朝食及び昼食の3食分を配膳車に乗せ、病棟の看護師に配膳する。ただし、食事箋の指示により、朝食時、昼食時に配膳を行う場合もある。

(2) 食事と共に液状栄養食品及び栄養補助食品を配膳する場合

各食の配膳時に、食事と共に配膳すること。

この場合の液状栄養食品及び栄養補助食品の供給は、1品のみとする。ただし、栄養管理計画で対応する場合は、この限りでない。